

新介第4094号

平成31年3月5日

介護療養型医療施設の管理者様

新潟市福祉部介護保険課長

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に 関する条例の一部改正について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）の一部が改正されたことから、「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年新潟市条例第25号）について、所要の改正を行い、平成31年2月26日に公布し、同日から施行することとなりました。

なお、改正の概要等については下記のとおりとなりますので、ご承知置きいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改正の要旨

業務委託における検体検査の精度の確保に係る基準

病院等の管理者が、病院又は診療所その他厚生労働省で定める場所において検体検査の業務を行う者に対して検体検査の業務を委託しようとする場合の検体検査の精度の確保に係る基準の策定（医療法施行規則の改正）

2. 関連する規定

第33条第3項（衛生管理等）

3. 施行期日

平成31年2月26日

4. その他

改正条例の全文については、本市のホームページから平成31年3月15日（予定）よりダウンロードが可能となりますのでご利用ください。

新潟市トップページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/index.html>)

トップページ > 市政情報 > 条例・規則・要綱・公報 > 公報 >

平成31年掲載分 > 新潟市公報第912号（平成31年3月15日掲載）